

名取市法人市民税税率表

均等割			法人税割
区分	市内に所在する事務所、事業所または寮等の合計従業員数	税率（年額）	税率
1. 資本金等の額が50億円を超える法人 （保険業法に規定する相互会社以外の法人で、資本金等の額又は出資金の額を有しないもの及び均等割のみを課される公共法人等を除く。2から4までにおいて同じ）	50人超	300万円	14.7%
	50人以下	41万円	
2. 資本金等の額が10億円を超え、50億円以下である法人	50人超	175万円	
	50人以下	41万円	
3. 資本金等の額が1億円を超え、10億円以下である法人	50人超	40万円	
	50人以下	16万円	
4. 資本金等の額が1千万円を超え、1億円以下である法人	50人超	15万円	
	50人以下	13万円	
5. 上記以外の法人等	50人超	12万円	
	50人以下	5万円	